○東北地方整備局告示第九十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十六年五月十四日

東北地方整備局長　小池　剛

第１　起業者の名称　宮城県

第２　事業の種類　二級河川鹿折川水系鹿折川改修工事（左岸：宮城県気仙沼市浪板地内から同市東八幡前地内まで、右岸：宮城県気仙沼市浜町二丁目地内から同市西八幡町地内まで）並びにこれに伴う県道及び市道付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　宮城県気仙沼市浪板及び東八幡前地内

宮城県気仙沼市浜町二丁目、本浜町二丁目、錦町二丁目、東みなと町、中みなと町及び西八幡町地内

２　使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、宮城県気仙沼市浪板地内から同市東八幡前地内までの左岸延長1,550ｍの区間及び宮城県気仙沼市浜町二丁目地内から同市西八幡町地内までの右岸延長1,650ｍの区間（以下「本件区間」という。）における「二級河川鹿折川水系鹿折川改修工事並びにこれに伴う県道及び市道付替工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「二級河川鹿折川水系鹿折川改修工事」（以下「本体事業」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項に規定する河川のうち、二級河川に関する事業であり、法第３条第２号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される県道及び市道の従来の機能を維持するための付替工事は、それぞれ道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道及び同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

二級河川の管理は、河川法第10条第１項の規定により都道府県知事が行うものとされており、本件区間は同法第５条第１項の規定に基づき宮城県知事が指定した二級河川であることなどから、起業者である宮城県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

二級河川鹿折川水系鹿折川（以下「鹿折川」という。）は、その源を宮城県と岩手県の県境に位置する八森平山に発し、気仙沼市を北から南へ流下して気仙沼湾に注ぐ、幹川流路延長12.4㎞、流域面積40.4㎢の河川であり、河口部は三陸南沿岸に属している。

三陸南沿岸は、岩手県宮古市の鮭ヶ崎から宮城県石巻市黒崎までの約873㎞の半島と入江が交互に連なる複雑な海岸線を呈したリアス式海岸であり、豊かな水産資源と天然の良港に恵まれていることから、沿岸には多くの港湾や漁港が立地し、豊かな漁場環境を活かした水産業が盛んであったが、平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う大津波等（以下これらの災害を総称して「東日本大震災」という。）により、多くの生命や財産が奪われるなど、壊滅的な被害を受けている。

三陸南沿岸の海岸保全対策は、平成12年５月に海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針が策定されたことを受けて、平成16年３月に三陸南沿岸海岸保全基本計画（以下「基本計画」という。）が策定され、基本計画等に基づき、数十年から百数十年に一度程度の比較的発生頻度の高い津波に対して対処できる防護水準とすることを目標として、順次防潮堤等の海岸改修が実施されているとともに、これと一体となって河川の河口部においても同様な河川改修が実施されている。

本件事業は、東日本大震災により破堤したことなどから、津波、高潮等による被害の危険性が極めて高い本件区間について、防護水準であるＴＰ（東京湾平均海面）＋5.0ｍを確保するために計画された河川改修事業であり、本件事業の完成により、本件区間に堤防が整備されることから、津波、高潮等による被害の軽減に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者が、任意で工事実施に伴う騒音等による影響を調査しており、その結果によると、いずれの項目においても規制基準を満足するとされているが、起業者は、必要に応じて低騒音・低振動型機械を使用し、周辺の生活環境等に配慮しながら工事を実施することとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると

認められる。

⑵　失われる利益

起業者が、平成25年５月から同年11月まで任意で実施した動植物に関する調査等によると、本件区間内及びその周辺において、文化財保護法(昭和25年法律第214号)及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。

また、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているニホンウナギ及びウツセミカジカ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているエゾアカヤマアリ等が確認されているが、いずれも同様の生息環境が広く維持されることなどから、影響は小さいとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているノダイオウが確認されているが、起業者は、工事による改変箇所で生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が１箇所存在するが、起業者は、宮城県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、東日本大震災により破堤したことなどから、津波、高潮等による被害の危険性が極めて高い本件区間について、津波、高潮等による被害の軽減を図ることを主な目的として、堤防を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の施行方法については、堤防のみ整備する案（以下「申請案」という。）及び堤防と水門を整備する案の２案による検討が行われている。申請案と他案とを比較すると、申請案は、取得必要面積が多いものの、施工期間が短いこと、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う県道及び市道の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められる

ため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、東日本大震災により破堤したことなどから、津波、高潮等による被害の危険性が極めて高い本件区間について、津波、高潮等による被害の軽減のため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　宮城県気仙沼市役所

第６　収用の手続が保留されている起業地　宮城県気仙沼市浪板、東八幡前、浜町二丁目及び本浜町二丁目地内